

県南広域振興局長告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年11月24日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 456号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一 関市藤沢町砂子田字高田71番2地先から73番4地先まで	新	m 10.4～9.1	m 34.2
	旧	9.1～7.0	34.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成29年11月24日から同年12月25日まで